

使用許諾契約書

この使用許諾契約書(以下「本契約書」)は、お客様が株式会社ネグジット総研(以下「弊社」)の提供する音声認識薬歴作成支援システム ENIFvoiceSP (AmiVoice Ex Type ENIF) (以下「本ソフトウェア製品」)を安心してお使い頂くことを目的として、第三者への権利譲渡ができない非独占的使用権を許諾し、お客様に本契約に規定された各条項に同意して頂くことを相互に約束する法的な契約書です。本契約書は、お客様からの「ENIFvoiceSP」申込書の受領をもって、本契約の条項に同意したものとします。本契約書の条項に同意されない場合、弊社はお客様に本ソフトウェア製品のインストール、ダウンロード、使用または複製のいずれも許諾できません。また、使用許諾契約書は、お客様が本ソフトウェア製品の使用者であることを証明する資料となりますので大切に保管・管理ください。

第1条 定義

- ① ソフトウェア製品
ライセンス認証に記載の音声認識製品 ENIFvoiceSP にて提供されるコンピュータプログラム、デジタルコンテンツ及びドキュメント類、並びに弊社等から今後提供させて頂くコンピュータプログラムのアップデートおよび機能追加のためのソフトウェア、ドキュメント類及び情報をいい、特段の記載がない限り、弊社等が権利者の許諾のもとに提供する第三者の著作物を含むものとします。
- ② ソフトウェアの使用
コンピュータのハードディスクに複製されたソフトウェアをコンピュータのメモリーにロードし実行することによりソフトウェアを使用することをいいます。

第2条 使用権

- ① 本契約にて許諾の対象となる本ソフトウェア製品のライセンス数は、ライセンス証書記載のライセンス数(以下「ライセンス数」といいます)とします。
- ② お客様は、本ソフトウェア製品を前項で定めるライセンス数と同数のコンピュータにおいてのみ使用することができます。
- ③ お客様は、ユーザー登録用紙にて弊社等に通知いただいたコンピュータ以外のコンピュータ上で本ソフトウェア製品を使用するときは、新たに本ソフトウェア製品を使用するコンピュータ上に関する情報(ユーザー登録用紙に記載の項目と同じ項目)を連絡下さい。この場合、旧コンピュータで本ソフトウェアを使用することはできません。

第3条 本ソフトウェア製品の権利

本ソフトウェア製品に関する著作権等の一切の権利は、弊社等および弊社等がライセンスを受けているライセンサーに留保されます。

第4条 禁止事項

- ① 本契約に反するソフトウェアの複製及び使用ならびにマニュアル等関連資料の複製はできません。
- ② 本ソフトウェア製品は1つの製品として許諾されています。その構成部分を分離して複数のコンピュータで使用することはできません。
- ③ お客様は、本ソフトウェア製品の全部または一部を複製、複写、もしくは修正、追加等の改変をすることはできません。
- ④ お客様は、本ソフトウェア製品をリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすることはできません。
- ⑤ お客様は、本ソフトウェア製品の全部または一部の第三者に対する再配布はできません。
- ⑥ お客様は、本ソフトウェア製品の再使用許諾、あるいはその複製物の貸与、譲渡はできません。
- ⑦ お客様は、本ソフトウェア製品をレンタルまたはリースすることはできません。
- ⑧ お客様は、本ソフトウェア製品を第三者に送信可能な状態でネットワーク上にアップロードすることはできません。

第5条 保証範囲

- ① 本ソフトウェア製品の媒体またはマニュアルに物理的瑕疵があった場合については、お買い上げ後 90 日間以内に限り、弊社は当該媒体またはマニュアルを無償で交換するものとします。
- ② 本ソフトウェア製品は現状有姿のまま提供されるものであり、弊社等は、本ソフトウェアについて、その商品性および特定目的への適合性、その他の一切の事項については保証をいたしません。
- ③ 本ソフトウェア製品に瑕疵または不具合が発見された場合、弊社等は、保守契約に従って、保守サービスを提供します。但し、瑕疵等によって生じた損害を賠償する責任を負いません。

第6条 責任の制限

- ① 弊社等は、お客様が本契約に基づき許諾された使用権を行使することにより生じたお客様もしくは第三者の損害に関して弊社等に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
- ② お客様が本ソフトウェア製品を使用することにより、第三者との間で著作権、特許権その他の知的財産権の侵害を理由として紛争を生じた時は、弊社等に故意または重大な過失がある場合を除き、お客様が自らの費用で解決するものとし、弊社等に一切の迷惑をかけないものとします。
- ただし、弊社等が責任を負う場合であっても、弊社等が負担する賠償は、お客様に現実発生した通常かつ直接損害に限られ、本ソフトウェア製品の販売代金の範囲内とします。

第7条 秘密保持

- ① お客様は、本契約により提供される本ソフトウェア製品に関連して公知と知られていないものについての秘密を保持するものとし、事前に書面による弊社等の許諾を得ることなく第三者に開示または漏洩しないものとします。但し、次の情報についてはこの限りでないものとします。
- (1) 秘密を知った時に、お客様が既に合法的にかつ秘密保持義務を負うことなく保有していた情報
- (2) 秘密を知った時に、既に公知であった情報
- (3) 秘密を知った後に、お客様の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
- (4) 秘密を知った後に、お客様が第三者から合法的にかつ秘密保持義務を負うことなく入手した情報

第8条 契約の終了

- ① お客様が本契約のいずれかの条項に違反したとき、または弊社等の著作権を侵害したときは、弊社等は本契約を解除しお客様のご使用を終了することができます。
- ② お客様が前項に定める違反もしくは侵害を行ったときは、弊社等は、前項に定める解除権行使の有無に拘らず、お客様に対し損害の賠償を請求することがあります。
- ③ 本契約が終了した場合、お客様は直ちに本ソフトウェア製品の使用を中止していただくとともに、速やかにお客様のご負担で本ソフトウェア製品を弊社に返却あるいは破棄していただくものとします。

第9条 その他

- ① 本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決するものとします。
- ② 本契約は日本国法に準拠するものとします。
- ③ 本契約書に関して不明な点がございましたら、弊社等に書面にてご連絡いただくようお願い申し上げます。

〒650-0033
神戸市中央区江戸町 85 番 1 ベイ・ウイング神戸ビル 5 階
株式会社ネグジット総研

〒170-8630
東京都豊島区東池袋 3-1-4 サンシャインシティ文化会館 6F
株式会社アドバンス・メディア